



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4( 123   外務省外交史料館レファレンス番号 : H222093 )
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5   公開日 : 平成22年12月22日   外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440   CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



123

沖縄返還問題の進め方について

昭和四三、一二一  
アメリカ局長

一 沖縄返還問題は、客年十一月の日米会談において両政府間の話合  
いの対象とされることとなつた次第であるが、本件経緯次のとおり。  
客年七月十五日の外務大臣・米大使会談において、大臣より、  
沖縄の戦略的役割り及び安保条約、地位協定の沖縄への適用上生  
ずべき問題につき日米間において検討方提案し、九月大臣訪米の  
際國務長官に対し、沖縄問題について従来いひば極東情勢の  
変化待ちといふことから一歩を進め、返還を可能ならしめるよう  
な基地の地位を探索するとの見地より、前記二点を検討すべき旨  
を説き、降つて十一月の日米会談において、「沖縄の地位につら

秘  
無期限  
6部の内  
6号

て共同かつ継続的な検討を行なうことに合意した。

2 前記七月の外務大臣・米大使会談の前後において、基地の地位  
に關し事務的に種々米側と話合つたが、米側は、問題は沖縄の基  
地がその軍事的役割りを果たすため「最少限」いかなる程度の自由  
を与えられるべきかといふことではなく、日本自身において日本  
の安全・極東の平和と安全のため、沖縄の基地がいかなる姿であ  
ることが日米双方にとり最大限の利益であるかについて判断が  
あるべきであり、究極的には米側はこの判断に適應して行かざら  
ねばならない立場にあるとし、基地の具体的条件の問題にまで立  
入りえずに終つてゐる。

3 九月の外務大臣訪米の際、基地の地位の問題を大臣が提起した

心に対し、米側は、(1)米國は防衛の責任を引受ける以上はこれを遂行する手段を与えられなければならぬ(國務長官)、(2)問題は極東の安全のため行動の自由と核の持込みであるが(米大使)、(3)防衛のため核が必要であるという点は問題なく(国防長官)、核を必要の場合持込みうるという(核基地のオプション)が必要である(國務長官)、(4)日本にきわめて困難な事情があることは承知しているが、これらの点について政治的負担を引受けるか、あるいは現状を継続するか、(5)日本の運搬の問題である(國務長官、国防長官)、等々見解を示した。

4 以上の経緯より明らかなるごとく、米側は、戦闘作戦行動及び核持込みに関し、わが方がなんらかの考え方を示さない限り、「継続

統的検討」を実質的に進める手掛りがないとの立場をとっており、これらの点についてわが方が「白紙」の立場をとり続ける限り、たとえは在沖繩基地の現状とか、その整理とかの問題をとり上げようとしても、容易に應ずることは期待し難い。

二 かくして施政権返還を目標として「統統的検討」は、爾来実質的進展をみていないが、特に次の事情を考慮すれば、その具体的促進を図る時期になつてゐると考えられる。

1 日米共同声明によつて、「再三年以内に返還時期の目途をつける」といふ総理の強い意図が認識されてゐること。

2 在沖繩基地運営上の問題は逐次困難の度を加えて行く予想され、日米両政府は施政権返還問題に本格的に対処せざるをえない

状況に於いて行くと考えられること。

3 安保条約のいわゆる一九七〇年問題との関連に於いて、国内に於いて沖縄問題についてより具体的な政府の方針の表示を迫られるであろうこと。蓋当つては明年通常国会に於ける施政方針演説はじめ、国会論議に於ける態度をかためおく必要がある。

4 政府は、日米閣僚会議を予定し、秋以降訪米を計画する。とすれば、沖縄問題について、現実的にきわめて重要な討議を行なうであろうことと見なければならぬこと。

5 沖縄返還問題は、基本問題としての政治的決断をくしては、米側との間に予備的な話し合いをこれ以上試みるとしても、容易に進展を期し難い。すなわち、返還問題の核心は、返還後に存続すべき地位

にあるが、これに加え、返還後の沖縄自治の防衛に關してわが方として所要の措置をとり、また基地問題に対処するため治安その他広い範囲で十分な用意がなければならぬ。沖縄問題は結局わが国の防衛姿勢の問題にもなるが、「基地の地位」については、ゆ有事に際しての核のオプション、並びに防衛関係行動のため自由使用に於いて、わが方の基本的態度を固める必要がある。